

令和 6 年第 1 回
河内町議会定例会会議録 第 2 号

令和 6 年 3 月 1 5 日 午前 1 0 時 1 0 分開議

1. 出席議員 10 名

1 番	山 本 豊 君	2 番	高 橋 利 彰 君
3 番	諸 岡 周 示 君	4 番	高 橋 稔 君
5 番	小 更 雅 之 君	6 番	服 部 隆 君
7 番	牧 山 龍 雄 君	8 番	星 野 初 英 君
9 番	大 野 佳 美 君	10 番	宮 本 秀 樹 君

1. 欠席議員

な し

1. 出席説明員

町 長	野 澤 良 治 君
総 務 課 長	諏 訪 洋 一 君
企 画 財 政 課 長	北 澤 雅 志 君
農 政 課 長	寺 崎 光 則 君
まちづくり推進課長	坂 本 紀 幸 君
秘 書 広 聴 課 長	小 島 孝 裕 君
教 育 長	鈴 木 裕 之 君
教育委員会事務局長	足 立 誠 君
町 民 課 長	吉 田 茂 久 君
上 下 水 道 課 長	石 山 茂 樹 君
都 市 整 備 課 長	香 取 秀 一 君
福 祉 課 長	仲 代 直 人 君
会 計 課 長	山 田 さつき 君
税 務 課 長	石 山 哲 也 君

1. 出席事務局職員

議 会 事 務 局 長	伊 藤 英 樹
-------------	---------

1. 議事日程

議 事 日 程 第 2 号

令和6年3月15日（金曜日）

午前10時10分開議

議事日程

日程1. 一般質問

日程2. 議案第1号 河内町議会政治倫理条例等の一部を改正する条例

日程3. 議案第2号 河内町職員の育児休業等に関する条例及び河内町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程4. 議案第3号 河内町水道事業給水条例及び河内町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

日程5. 議案第4号 河内町共同利用施設設置条例の一部を改正する条例

日程6. 議案第5号 河内町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

日程7. 議案第6号 河内町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程8. 議案第7号 令和5年度河内町一般会計補正予算（第7号）

日程9. 議案第8号 令和5年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程10. 議案第9号 令和5年度河内町介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程11. 議案第17号 町有財産（旧金江津中学校）の無償貸付の更新契約について

日程12. 議案第18号 権利の放棄について

日程13. 議案第10号 令和6年度河内町一般会計予算

議案第11号 令和6年度河内町国民健康保険特別会計予算

議案第12号 令和6年度河内町介護保険特別会計予算

議案第13号 令和6年度河内町介護サービス事業特別会計予算

議案第14号 令和6年度河内町後期高齢者医療特別会計予算

議案第15号 令和6年度河内町水道事業会計予算

議案第16号 令和6年度河内町下水道事業会計予算

日程14. 人権擁護委員の推薦について

日程15. 閉会中の所管事務調査の件

1. 本日の会議に付した事件

日程1. 一般質問

日程2. 議案第1号

日程 3. 議案第 2 号

日程 4. 議案第 3 号

日程 5. 議案第 4 号

日程 6. 議案第 5 号

日程 7. 議案第 6 号

日程 8. 議案第 7 号

日程 9. 議案第 8 号

日程10. 議案第 9 号

日程11. 議案第17号

日程12. 議案第18号

日程13. 議案第10号

議案第11号

議案第12号

議案第13号

議案第14号

議案第15号

議案第16号

日程14. 人権擁護委員の推薦について

日程15. 閉会中の所管事務調査の件

午前 10 時 10 分開議

○議長（高橋 稔君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名であります。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してございます議事日程表のとおりでありますので、御了承くださるようお願いいたします。

○議長（高橋 稔君） 日程 1、一般質問でございます。

お手元に配付してございます一般質問事項表により質問を許します。

公共施設の利用状況について、観光PR等について、業務量調査については、1 番山本豊議員からの質問です。

道路管理について、行政サービスについて、防災対策について、町政については、3 番諸岡周示議員からの質問です。

がん患者のアピアランスケア用品購入費用補助制度導入について、つつみ会館の今後の利用について、ドッグランについては、8 番星野初英議員からの質問です。

空白地域の交通弱者対策については、2番高橋利彰議員からの質問です。

初めに、1番山本 豊議員、登壇願います。

〔1番山本 豊君登壇〕

○1番（山本 豊君） おはようございます。1番山本 豊です。

本日は、公共施設の利用状況について、次に観光PR等について、最後に業務量調査についての3件を、通告に従い一般質問させていただきます。

詳細については自席にて質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 稔君） 1番山本 豊議員。

○1番（山本 豊君） まず、1点目なのですが、公共施設の利用状況についてです。

初めに、旧河内中学校、以前に新庁舎建設に伴う検討地となっていたとの話がありましたが、その後の計画等についてお聞きいたします。

○議長（高橋 稔君） 北澤企画財政課長。

○企画財政課長（北澤雅志君） 山本議員の御質問にお答えいたします。

旧河内中学校につきましては、体育館は社会体育施設として一般開放しており、運動場は少年野球チームに、その管理も含めて使用していただいているところでございます。

校舎部分につきましては、令和5年6月の議会定例会におきまして御説明させていただきましたが、その際には新庁舎検討委員会において、新庁舎の建設候補地の一つとして検討されていたこともありましたので、利活用等につきましては保留となっている状況でありました。その後、新庁舎検討委員会からの答申により、正式に候補からは外れたことで、再利活用等について改めて検討していく状況ではございますが、建物の現状や耐用年数、また将来的な本町における土地利用構想も含めて検討した場合には、ある程度の敷地面積を有している当該用地は、町内においても効果的に利活用できる事業用地の一つとしても考えられることから、これから協議が進められていくこととなる新庁舎や中央公民館建設事業などとの関連性も含めて、新たな土地利活用計画として、関係する各審議会委員の方々の意見を踏まえて、検討を進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 稔君） 1番山本 豊議員。

○1番（山本 豊君） 次に、昨年より新しくこども園が開園して、旧かわち認定こども園と旧かなえつ認定こども園の2か所についての今後の利用計画等をお聞きいたします。

○議長（高橋 稔君） 北澤企画財政課長。

○企画財政課長（北澤雅志君） 旧かわち認定こども園につきましては、来年度は河内町子育て支援センター事業の活動場所として活用する予定でございます。子育て支援センター事業につきましては、現在、福祉課の事業として、月、水、金の週3回、西共同利用施設を利用しております。令和6年4月10日以降、場所を旧かわち認定こども園に移しまして、開設日を月曜日から金曜日の週5日と拡大し、事業を行うとのことです。その後、令

和 7 年度開館予定の新中央公民館が竣工した際には、新中央公民館に子育て支援センターを移し、事業を行う予定と伺っております。旧かわち認定こども園につきましては、それまでの期間、暫定的に利用する予定でございます。

旧かなえつ認定こども園につきましては、以前より地元の地区集会場として活用していきたいとの要望があり、園の統合後に調整を進めてきたところですが、園舎、園庭等を地元で維持管理していく場合には想定していた以上の費用や住民の皆様の負担等が考えられることから、使用につきましては見送らせていただきたいとの回答をいただいたところでございます。

旧かわち認定こども園、旧かなえつ認定こども園の活用につきましても検討を進めていくこととなりますが、両施設ともに経年劣化、老朽化も見受けられることから、以降におきまして、現状のままでは長期的な使用は望めないと考えているところでございます。このような現状からも、先ほどの旧河内中学校の利活用と併せて、将来的な本町における土地利活用計画として、関係する各種審議会委員の方々の意見も踏まえながら、検討を進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 稔君） 1 番山本 豊議員。

○1 番（山本 豊君） ありがとうございます。回答の中にもありましたが、建物の老朽化等もあると思いますので、よりよい活用方法を検討していただきたいと思います。

それでは、2 点目、観光 P R についてです。

町の P R 活動としていろいろな計画をされているかと思いますが、以前に予算化されていた茅沼、能場沼の調査についての状況についてお聞きいたします。

○議長（高橋 稔君） 坂本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（坂本紀幸君） 山本議員の御質問にお答えいたします。

町では観光資源の有効な活用方法の一つとして、豊かな自然の魅力を生かした湖沼における水辺環境の整備を検討しております。その中でも、生板地区にある茅沼、金江津地区にある能場沼の周辺環境については、雑草や篠などが繁茂しており、害獣のすみかとなるなど十分な管理がされておらず、生活環境のさらなる悪化が懸念され、景観上や防犯上も好ましくない状態にありました。

そのような中、この二つの沼については、今後の利活用に向けた基礎資料とするため、測量や図面作成などの基礎的な調査に関しましては既に完了しております。

このうち、茅沼については、調査の結果、民有地と利根町との行政界が含まれていることが判明したため、土地利用に関しましては、所有権等の権利関係を明確にする必要がございます。このため、地権者の方への理解や利根町との行政界の取扱いへの協議を整えながら、今後利活用する上では関係機関との調整とともに、適切で持続可能な整備計画となるよう調査研究を続けてまいりたいと考えております。

このほか、能場沼につきましては、実施設計の完了は年度内を予定しておりますので、今後は整備工事の実施に向けて準備を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（高橋 稔君） 1 番山本 豊議員。

○1 番（山本 豊君） 生板地区の開発においては調査継続ということで、金江津地区の能場沼の環境整備の準備ということで、今後の計画についてお聞きいたします。

○議長（高橋 稔君） 坂本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（坂本紀幸君） 御質問にお答えいたします。

今後の能場沼の利活用の計画といたしましては、観光振興における地域資源を生かした水辺スポットの一つとして、自然景観の保全と利用環境の整備を進めることを計画しております。整備計画では駐車スペースを確保し、気軽に立ち寄れ、憩いの場となるように自然を生かした釣りやサイクリングなどの水辺スポットへの転換を考えております。

かわち夢楽との連携では、サイクリングルートとしてのスポット案内を行い、新たな休憩スポットとしての利用や自然豊かな景観を生かしたフォトスポットなど、サイクリストの憩いの場にもなるなど、間接的な経済効果も見込めるのではないかと考えております。また、ドラマやCMといったロケ地の誘致なども可能となり、地域の知名度向上や町外からのさらなる来訪にもつながるなど、観光プロモーションに寄与することが期待されます。

これら多様な活用方法とともに、新たな観光資源化の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 稔君） 1 番山本 豊議員。

○1 番（山本 豊君） 先ほど、かわち夢楽との連携のサイクリングルートとしてありましたが、サイクルステーションのあるかわち夢楽の現在の利用状況についてお聞きいたします。

○議長（高橋 稔君） 坂本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（坂本紀幸君） 御質問にお答えいたします。

かわち夢楽が昨年12月2日にグランドオープンしてから直近の12月末までの農産物等直売所における利用者と売上高の推移を前年同月比での比較で、またサイクルステーションにおける利用状況についても併せて御説明いたします。

初めに、レジ通過者数の比較では、令和4年12月2,042人、令和5年12月3,686人で1,644人の増加、令和5年1月1,608人、令和6年1月2,689人で1,081人の増加、令和5年2月2,067人、令和6年2月3,457人で1,390人が増加しておりまして、いずれの月も前の年を1,000人以上上回っております。また、売上高の推移といたしましては、令和4年12月約276万円、令和5年12月約518万円で242万円の増、令和5年1月約171万円、令和6年1月約272万円で101万円の増、令和5年2月約222万円、令和6年2月約419万円で197万

円の増となっておりまして、前年対比で最大約188%の伸び率となっております。

次に、サイクルステーションにおけるレンタサイクルの利用状況といたしましては、昨年の12月から2月までの3か月間では10件、今年度の同月3か月間では8件と、寒い時期でもあり、農産物等直売所ほどの影響が見られない状況でございます。

今後はアンケートによる利用者ニーズの把握やサイクルイベントの開催、先ほどの答弁にもありました魅力あるサイクルスポットの発掘など、利用促進にもつなげていきたいと考えております。

これらの結果については、グランドオープン後の焼き肉店と精肉店からなる観光情報発信交流施設との相乗効果や、毎月第3日曜日に開催される各種イベントなどの認知度も高まり、さらなる誘客につながったのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 稔君） 1番山本 豊議員。

○1番（山本 豊君） グランドオープン後の焼き肉店や毎月のイベント等により売上げ、利用者等は増えているようですが、直売所であるかわち夢楽の出荷者の状況についてお聞きいたします。

○議長（高橋 稔君） 坂本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（坂本紀幸君） 御質問にお答えいたします。

農産物等直売所出荷者の登録数でございますが、2月末現在では町内64名、町外36名が登録されております。利用者や売上高は伸びを示す一方で、出荷者についてはほぼ横ばいの状況が続いており、市場仕入れによる野菜や果物等に頼っている現状にもなっております。

農産物等直売所設立当初の目的にもありますとおり、農家の方や生産者の方に生産や出荷を通じてやりがいや生きがいを感じていただくためにも、新規の出荷者の開拓や新たな作物の作付勧奨などが必要であると考えております。

これらの課題を少しでも解消するため、これまでも毎月行われるイベント告知の際には出荷者の募集を勧奨しておりましたが、これに加えて新たな取組として、新規集荷場を設置し、農産物の集荷サービスを試験的に行うことを予定しております。これまでかわち夢楽まで納入ができなかった高齢者の方や、自家用野菜のみの作付で出荷をためらっていた方など、まずは町内の3か所に集荷場をつくり、分かりやすく、なるべく簡単な方法で出荷ができるよう試行してまいります。そこで得られた様々な課題を検証しながら、新たな集荷体制の構築に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（高橋 稔君） 1番山本 豊議員。

○1番（山本 豊君） 先ほどもありました毎月のイベント等にあつては、まちづくり推進課の職員の方にあつては大変御尽力されているかと思いますが、今後の町とかわち夢楽

の関わり方についてお聞きいたします。

○議長（高橋 稔君） 坂本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（坂本紀幸君） 御質問にお答えいたします。

町が出資設立したまちづくり河内株式会社は、かわち夢楽の施設運営管理を行いながら、特産物はもとより、観光資源の掘り起こしなども含めて、地域全体を町内外に発信、展開する地域商社とも言われる地域経済を活性化するための役割も担っております。当社では町が開催するかわちドリームフェスティバルやイルミネーションなどのイベントにも参加し、かわち夢楽へのPR活動とともに、交流人口の拡大にも努めております。これに加えて、町といたしましても、毎月行われる各種イベントへの支援や施設運営における協力など、にぎわいづくりの取組を相互に協働してまいりました。

また、特産品等の集積地ともなっているかわち夢楽は、ふるさと納税の促進や特産品の高付加価値化、地域資源を活用した体験型観光の発掘など、生産者の販路や収益の拡大にもつながる取組を町と一体となって展開してまいります。かわち夢楽は、町の産業と観光の中核を担う施設として観光情報の発信と町内外からの交流人口の拡大を目指す拠点でもありますので、来訪される方が地域の魅力を直接体感し、楽しめる環境を整えながら、満足度向上を目指してまいります。

これからも地域創生の担い手として、町とともに様々な取組を主体的に行いながら連携強化を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（高橋 稔君） 1 番山本 豊議員。

○1 番（山本 豊君） ありがとうございます。それでは、今後とも今まで以上の観光交流拠点施設としての活用をされればと思います。

それでは、3 件目の業務量調査についてです。

まず初めに、現在の職員数及び会計年度任用職員等についてお聞きいたします。

○議長（高橋 稔君） 諏訪総務課長。

○総務課長（諏訪洋一君） 山本議員の御質問にお答えいたします。

初めに、現在の町職員数について、令和6年1月現在の人数で御説明いたします。正職員の人数は110人で、内訳は男性64人、女性46人となっております。また、任期付職員が7人、再任用職員が6人、会計年度任用職員が87人となっておりますが、会計年度任用職員については、教育委員会等での任用が多く、また複数の職を兼務している者もおりますので、延べ人数となっております。

町職員の定員等につきましては、退職者及び新規採用者を考慮しながら適正な管理に努めておりますが、多様化する行政ニーズに対応するため、専門的な知見を有する任期付職員や正職員を補助する会計年度任用職員等の任用が増える傾向にあります。

町は、町職員の適正な管理はもとより、新行政改革推進大綱の基本方針でもあります自

立的、持続的な財政基盤の確立による業務委託等の効率化や推進等の見直しについても引き続き検討してまいります。

以上でございます。

○議長（高橋 稔君） 1 番山本 豊議員。

○1 番（山本 豊君） 以前より職員の数は減っているかとは思いますが、業務内容は増えていると思います。

そこで、職員の方の時間外、残業等についてお聞きします。

○議長（高橋 稔君） 諏訪総務課長。

○総務課長（諏訪洋一君） 御質問にお答えいたします。

町は、町職員について、働き方改革関連法等による時間外勤務の上限規制制度や早出、遅出等の時差出勤等の導入等をはじめとして、町職員が心身の健康を維持し、ワーク・ライフ・バランスを保ちながら職務に従事できる環境づくりに努めております。

また、町は、町職員の時間外勤務について、各課からの月別の時間外報告等により状況を把握しておりますが、毎月開催している町の衛生委員会では、町の産業医をはじめとして職員組合の代表や各課の課長、保健師等が出席し、町職員の長時間労働の状況等についても報告がされており、産業医の意見も含めて、全庁的な情報共有を図っております。

なお、時間外勤務が多い傾向のある町職員については、本人の意向も確認した上で産業医の面談を行うなど、町職員のメンタルヘルス対策にも努めております。

以上でございます。

○議長（高橋 稔君） 1 番山本 豊議員。

○1 番（山本 豊君） 職員の活動と時間外といろいろありますけれども、やはり以前に予算化をされています業務量調査の結果、または状況についてお聞きいたします。

○議長（高橋 稔君） 諏訪総務課長。

○総務課長（諏訪洋一君） 御質問にお答えいたします。

町は、令和5年度に町職員の働き方改革や自治体DX推進等に向けた全庁業務量調査を実施いたしました。業務量調査は、町の業務について、これまで見えていなかった業務構造や業務量を見える化し、今後の業務改革の具体的な優先度づけを可能とするとともに、職員でなければできない仕事と職員でなくてもできる作業の可視化により、業務の標準化や集約、ICT利活用による自動化等により、住民サービスの向上につなげていくことを目指しております。

今回の町の業務量調査結果は、今後の個別業務改革を行うための基礎データとなりますが、今後注力すべき業務を決定し、問題の抽出や原因究明等の業務分析を行った上で、施策の検討、施策の実施といった手順により、最終的な効果測定を図ってまいります。

今後も町は限られた人材で効率的な行政サービスを行うために、町職員の働き方改革等にも留意しつつ、業務改革の推進に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（高橋 稔君） 1 番山本 豊議員。

○1 番（山本 豊君） ありがとうございます。先ほどのイベント等を年間通して行う担当課の職員の方は大変かとは思いますが。新年度からは新しい課も増えるということで、人事異動等あるかとは思いますが。一部の職員の方だけが負担にならないような適正な人員配置等を行っていただき、町民に対しての一番の行政サービス、住民サービスをしていただけるようよろしくお願いいたします。

以上で私の一般質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長（高橋 稔君） これで、1 番山本 豊議員の質問を終わります。

次に、3 番諸岡周示議員、登壇願います。

〔3 番諸岡周示君登壇〕

○3 番（諸岡周示君） 皆さんおはようございます。3 番諸岡周示です。今日は傍聴人、来られているということで、本当にありがとうございます。

東日本大震災から18年がたち、あのとき津波、そして原発による事故などでいまだに2万5,000人以上の避難者がいると、改めてすさまじい地震だったなという感じでおります。そして、今年1月1日に能登半島において大地震が発生して、2日には羽田空港において飛行機と飛行機が接触するという大惨事が起きました。今も、能登のほうでは何千戸という水道の断水が起きています。お亡くなられた皆様にはお悔やみを申し上げ、そして被災された皆様にはお見舞い申し上げるとともに、一日も早い復興をお祈りしたいと思います。

さて、今年2月、任期満了に伴いまして我々議員は改選が行われ、私は新たな気持ちで今回の定例議会に臨んでいます。そして、選挙活動を通じていろいろな御意見を頂戴いたしました。町民の皆さんの声を少しでも届ける思いで、今回も質問をさせていただきます。

今回の質問は、道路管理や、先ほど山本議員からもありましたが行政サービス、そして防災対策に関すること、また町政については新設する課や第6次総合計画における都市計画マスタープランについて質問をいたします。

詳細については自席にていたしますので、担当課長、そして町長におかれましては丁寧な答弁をお願いしたいと思います。

○議長（高橋 稔君） 3 番諸岡周示議員。

○3 番（諸岡周示君） まず初めに、道路管理について質問をいたします。

町道において、橋梁の前後、かなりの段差があるというようなことも思っていますけれども、その辺で安全管理を担当課としてどのように感じているのか。また、町全体の道路が私は傷んでいるようにすごく見受けられますけれども、その辺を担当課としてどのように認識しているか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（高橋 稔君） 香取都市整備課長。

○都市整備課長（香取秀一君） 諸岡議員の御質問にお答えします。

橋梁前後の段差につきましては、町の特徴としまして、平たんで水路越しの小さい橋などたくさんあります。経過年数もたっていることから、また橋の橋脚部分は基礎がしっかりしているため、その前後の道路が沈み、特にボックスカルバートなどの取付け前後に段差が生じているところがあります。

町としても、道路パトロールや区長からの問合せなどで、道路の穴埋めや段差解消など補修できるところは対応はしていますが、常温合材による簡易的な補修ですので、長い年月はもたないと思われます。

令和6年度、特にひどい段差なのですけれども、3か所ほどですが、工事を予定しております。町内には橋の段差や道路の傷んでいる補修が必要な箇所は多々あると思いますが、すぐに修復対応も全てできないのが事実であります。

来週なのですけれども、町の橋梁点検の点検結果が上がってきます。その中には橋の前後の取付け段差がひどいところなどは測量記入されているようなので、橋梁の長寿計画も来年度更新することから、そのような内容も、取り入れられるのであれば一緒に計画を立てて、補修していくように考えていければと思っております。

以上です。

○議長（高橋 稔君） 3番諸岡周示議員。

○3番（諸岡周示君） 先ほど、担当課長が予算計上されているというようにお話でしたが、施工方法を今どのように考えているのか。例えば、修繕だとすれば、見積り合わせだとか、規模が大きくなれば入札だとか、私が以前提案した修繕維持費、半期ごとに施工するも一つではないかと私は一つ案を出しているのですけれども、その後そのような検討はどこまでされているのか、ちょっとお尋ねします。

○議長（高橋 稔君） 香取都市整備課長。

○都市整備課長（香取秀一君） お答えします。

令和6年度、新たに町道維持補修委託費ということで計上させていただきました。設計を組んだ大きな入札工事などではなくて、以前から言われているように、見積り合わせで発注できて、出来形図面等で管理できるような簡易的な修復工事なども考えております。来年度からの新しい取組なので、そういった内容を、契約を管理している企画財務課とも調整を図りながら、発注できればと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋 稔君） 3番諸岡周示議員。

○3番（諸岡周示君） 再度その辺でちょっとお尋ねしますが、町に全体何か所考えているのか、ちょっと教えてもらっていいですか。

○議長（高橋 稔君） 香取都市整備課長。

○都市整備課長（香取秀一君） 予算が、計上が500万円でございますので、まずはその全体の内容を把握するのも大切だと思います。そういった中での、くくりで発注できるか

というのを今後も計画しながら、簡易的な補修何か所というわけにはちょっと今ここではお答えできないのですけれども、金額を見ながら計画させていただければと思います。

○議長（高橋 稔君） 3番諸岡周示議員。

○3番（諸岡周示君） かなり、先ほども言いましたように、町の道路は傷んでいますので、それにパトロールを行いながら、その辺の修繕をお願いしたいと思います。

そこで、道路標識についてちょっとお尋ねしますが、学校周辺、通学路に対して道路標識とか看板の標識、少し私、足りないのではないかと私感じています。私の家の近く、皆さん御存じのように、家の南側に学校が、かわち学園がありまして、なおかつ今度こども園もできます。通園、通学路になっていますので、時間帯になると車の往来がすごく多くなります。そこで、ちょっともう少し注意喚起をするためには、少し道路標識が足りないのではないかと、もっと増やしてはいいのではないかとというのは私感じております。

また、町内全域で白線かなり薄くなって、見えないところが非常に多い。以前からも私これ指摘しているのですけれども、以前は警察のほうといろいろ陳情はしているのだというようなことを答弁なされていますけれども、再度その辺、総務課長、お願いいたします。

○議長（高橋 稔君） 諏訪総務課長。

○総務課長（諏訪洋一君） 諸岡議員の御質問にお答えいたします。

御質問いただきました道路標識には、車両通行止めや一時停止等の車両に対する守るべき禁止事項や規制、制限などのルールを示した規制標識や道路上の危険や警戒すべき状況などを前もって道路利用者に知らせ、注意を促すために設置されている警戒標識等があります。規制標識は、法令により、公安委員会、警察が設置をしますが、警戒標識は国県市町村等の道路管理者が設置を行います。

町では、かわち学園の通学路等について、竜ヶ崎警察署や竜ヶ崎工事事務所、かわち学園と町のこども園を所管する教育委員会事務局、町道の道路管理者である都市整備課、交通安全担当である総務課等の関係機関による通学路合同点検を毎年実施しております。通学路合同点検では、関係機関が合同で道路標識、横断歩道等の交通安全施設やカーブミラー、のぼり旗の設置といった通学路における交通安全対策の課題等について現地の確認及び情報共有を図り、道路標識等の施設整備を検討するとともに、児童生徒への通学指導等も含めた総合的な交通安全対策を行い、通学路における児童生徒の安全確保に努めております。

町は、通学路合同点検や地区等の意見や要望等を参考として、車両通行止め等の規制標識や横断歩道等の交通安全施設の整備については、竜ヶ崎警察署を通じた県の公安委員会への要望を行っております。また、国県市町村等の道路管理者が設置する警戒標識等については、道路管理者との協議や要望等による施設整備の推進を行っております。

続きまして、道路上の一時停止線が、車両の通行による摩耗等により線が消えて、見えにくくなっているという御指摘がございました。道路の一時停止線の再塗装については、

法令により、公安委員会、警察の管理となるため、町は規制標識の設置と同様に、道路管理者や地区等の意見を参考として、竜ヶ崎警察署を通じた県の公安委員会への要望を行っております。

以上でございます。

○議長（高橋 稔君） 3番諸岡周示議員。

○3番（諸岡周示君） これからも引き続き、その要望を毎年のようにお願いしたいと思います。

次に、行政サービスについて質問をいたします。

私たち議員も1年以上前から毎月、研修会を資質向上のために行っております。そういうことからちょっと感じていることがあるし、町民の皆様からちょっとお話が出ていますが、各課の窓口業務において、職員の対応の仕方に親切さが足りないのではないかという声が、今回の選挙活動で、通じた上で多く聞かれます。

小さい町だからこそ、いろいろな面で対応が一番必要だと私考えますけれども、いま一度初心に戻って、入庁したときの思いを胸にちょっとお願いしたいと思いますけれども、その辺、総務課長にお尋ねします。

○議長（高橋 稔君） 諏訪総務課長。

○総務課長（諏訪洋一君） 御質問にお答えいたします。

当町は、高齢化の比率も高くなっており、窓口等に来庁される方も高齢者の方が多く見受けられます。町職員は、来庁されたお客様に対して、特に高齢者等については分かりやすく丁寧な説明を意識した親切な対応に努めなければならないと考えております。

しかし、今回の御質問をいただき、町職員の対応が十分とは言えなかった事例もあることを改めて認識いたしました。地方公務員である町職員は、公共サービスの提供者としての意識を持ち、窓口業務はもとより、全ての職員が親切丁寧な対応に努めていくことを改めて意識づけを行う必要があると考えております。小規模自治体である当町においては、限られた職員が親切かつ効率的な行政運営を行うために、職員一人一人が主体的に業務に取り組むことはもとより、組織における業務改善や接遇等の向上を職員研修等を通じて習得することが、ますます必要であると考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 稔君） 3番諸岡周示議員。

○3番（諸岡周示君） この質問は4年前に私、同じような質問をしました。やっぱり当時、総務課長は同じような答えでしたけれども、今以上に、小さい町だからこそもっともってやれることがあるので、もっともっと職員の皆さんにおかれましてもスキルアップをお願いしたいと思います。

次に、防災対策のことなのですが、感震ブレーカー、地震によって遮断されるといふブレーカーが最近、少し話題になっています。私、これから南海トラフとか直型とい

うような、これからおそれがあるというようなときに、できればそのような感震ブレーカーの設置の注意喚起というか、そういう提案をちょっとしたいと思うのです。

東日本のとき、大震災のときは原発とか津波ということがありましたけれども、能登半島地震とか阪神淡路大震災においての停電した後、復旧したときで、通電火災というのが6割ぐらいあるのだそうです。これはこの間もちょっと新聞等々で見たのですけれども、そのようなことから、なかなか財政の補助金をどうだというのは私も今のところ提案はしませんけれども、注意喚起、広報で感震ブレーカーをつけたらどうだというようなことをちょっとお願いしたいと思うのですけれども、どうでしょう。

○議長（高橋 稔君） 諏訪総務課長。

○総務課長（諏訪洋一君） 御質問にお答えいたします。

地震の場合、揺れが起こったら、命を守るための行動を最優先することが前提ではございますが、地震時における通電火災を防止するためには、まずは火を止める、熱の出る電気器具を使用しているときは電源を切ってから逃げる等の対策も必要であると考えます。

御質問の感震ブレーカーは、震度5強以上で作動し、避難した後に電気の復旧で通電した電気ストーブや電気アイロン等の電気器具が加熱して火災が発生する通電火災を防止することができます。

町は、感震ブレーカーの設置について、令和2年8月に全戸配付しました河内町防災ガイドブックにおいて、災害に備える我が家の防災対策のうち、火災予防として掲載しておりますが、今後も「広報かわち」や町ホームページ等への掲載、自主防災組織やシニアクラブ等への防災出前講座等でのお知らせを通じた普及啓発に努めてまいります。

なお、感震ブレーカーの設置についての町の補助金等はございませんが、感震ブレーカーの設置推進は防災、減災における自助力の強化にもつながると考えており、今後の検討課題であると考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 稔君） 3番諸岡周示議員。

○3番（諸岡周示君） よろしく申し上げます。

続きまして、野澤町長にちょっとお尋ねします。4月から新設する生活環境課ですけれども、以前、断片的な説明でしたので、再度その確認の意味で質問をさせていただきます。

課の体制、そして何人体制で行うのか。そして多分、生活環境課という名前でしょうから、環境問題が主だと思います。し尿、ごみ、そして騒音です。以前から、また町長も以前から公約にも上げております空き家対策、そのようなことも含まれるのかなと思うのですけれども、その辺をどこまで新体制で行うのか。町長、ちょっとお願いします。

○議長（高橋 稔君） 野澤町長。

○町長（野澤良治君） 諸岡議員の質問にお答えします。

令和5年第2回定例会におきまして諸岡議員からの一般質問でもあったように、移住定

住を含め、空き家対策等に対して積極的に取り組むべく、新たに生活環境課を設置することを、第4回定例会において議決をいただいたところでもございます。

その中で、今回質問にありました生活環境課でございますが、今のところ6人という体制でスタートすることを予定しておりまして、現行の都市整備課の業務のうち、環境対策、公害対策、省エネルギー対策及びごみの減量化及び資源化に関する業務等の環境衛生系の部分を移行し、空き家の利活用及び適正管理、移住定住の促進に関することを空き家対策係として、空港に係る地域振興、騒音対策、空港周辺対策交付金に関することを空港対策係とし、所管の所在を明らかにして、環境対策、空き家対策、空港対策を総合的に強化できるよう機構改革をしたものでございます。

また、当初は6名体制ということでスタートをしますけれども、地域おこし協力隊などの募集によりまして、専門知識を持った人材をなるべく早く募集することも考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（高橋 稔君） 3番諸岡周示議員。

○3番（諸岡周示君） ありがとうございます。では、よろしくお願いします。

続いて、地域懇談会の復活について、ちょっと私、提案をしたいと思うのですが、なぜならば、河内町は本当に細長く幅が狭いという、非常に東から西、環境が違います。その中で、行政区の地域ごとにお願ひすると、必ず私ら、執行部のほうの皆さんにお願ひすると、区長を通してというような話を言われるのですが、その辺をどうにかできないかなというのが私の考えですけれども、簡単でいいので、町長のほうから答弁お願ひしたいと思います。

○議長（高橋 稔君） 野澤町長。

○町長（野澤良治君） お答えします。

地域懇談会でございますけれども、これは平成7年度から平成24年度まで開催をされておりました。最初は分館単位で7会場にて開催、平成16年度からは旧村単位として4会場において行われていたと認識をしております。当時はホームページ等もございませんし、情報発信がアナログであったということもありますので、その当時の考えで地域懇談会は行われていたのかなというふうに思います。

そして、その後は行われておりませんけれども、3年前にコロナが発生しまして、そのときは区長会議もなかなか開けないということで書面での開催ということもありましたけれども、おとしからは区長会議を開催しましたけれども、そのときから各区長には各地区の要望等を提案をしていただいております。その提案の中身を精査して、各課で持ち帰って、例えば水たまりであればそういうところを直せるところは直したというふうな形を今、取っております。令和6年度からは区長会議を2回やる予定をしております。1回目のときには各区長からその地区の要望出していただいて、それを精査して、秋口には

その進捗状況と、例えば補修が終わったところの結果を報告するというような形で2回を予定しておりますので、その辺も併せて考えています。

また、この後の質問にもありますけれども、新庁舎の基本計画、もしくは都市マスタープランなどの策定ということがこれから出てきますので、地区ごとの説明会が相当な数で行われていくことが予想されますので、その辺を優先しながら、それでももし不足するか足りないということになった場合は、そのときに懇談会等が別に必要かどうかを検討させていただくということで、今のところ単独の懇談会は考えていないというのが現状でございます。

以上です。

○議長（高橋 稔君） 3番諸岡周示議員。

○3番（諸岡周示君） 分かりました。これから、いろいろな会議を持たれるということなので、そこでちょっと、今ちょっと出ました都市計画のマスタープランについてちょっと質問いたします。

第6次総合計画も含めて質問しますが、令和6年度までに第5次総合計画の第2期としている、1番目に河内町における安定した雇用を創出する、2番目に定住促進、豊かな暮らしづくり、3番目に教育、子育てに特色あるまちづくり、4番目に時代に合った地域づくり、安心な暮らしを守るとともに地域と地域を連携ということがあります。

少子高齢化が急速に進む中で都市計画マスタープランを作成すると、非常に私は時間が大変だなというふうに感じましたけれども、野澤町長も議員時代にその辺でどう感じたのか分かりませんが、今後のスケジュールどのようなことをしていくのか、また今までの反省も含めて、コンサル任せでなくて、先ほど町長が言いましたように、住民の皆さんも代表でやるよというような話をしてくれましたけれども、幾度となく議論交わして戦略的な策定づくりが私大事だと考えていますので、その辺のお考えを再度、お願いしたいと思います。

○議長（高橋 稔君） 野澤町長。

○町長（野澤良治君） 諸岡議員の質問にお答えします。

町では現在、第5次河内町総合計画が平成29年度から令和8年度までとなっており、第6次の総合計画を1年前倒しして、令和6年度から2年かけまして策定する予算計上をしているところでもございます。またあわせて、第3期の河内町総合戦略についても、令和8年度からの計画として見直しをしてみたいと考えております。

また、御質問の都市計画マスタープランでございますけれども、本来であれば、都市計画法改正によりまして、平成4年に市町村での制定が義務づけをされておりました。そして、町では第3次総合計画、平成9年から平成18年度にはマスタープランを策定し、快適で機能的な市街地の形成を図るため、将来の線引きや住居系、商業系、工業系などの用途地域の設定について検討を行おうとするというふうになっていました。しかしながら、第

4次、第5次の総合計画ではそれが残念ながら反映されておらず、今回に至っているということでございます。そして、県内で都市計画マスタープランを策定していないのは、茨城県の中で河内町だけです。

ということから、今回、令和6年度から令和9年3月までの2年半をかけまして策定をするというものでありまして、本町に関わる国、県の上位計画のほか第6次河内町総合計画、そして稲敷東南部都市計画、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等との整合性を図り、作り上げることが大事だというふうに考えております。そのためには、まずは住民意識調査、そしてアンケート調査を行います。そして次に、現況調査、そして分析、これには人口、世帯動向、開発動向、都市計画機能の現状、防災、市街地整備等状況などの整備を必要とすることが記されております。そして、町民が理解し、参加しやすいまちづくりを進めるための道筋を明確にし、町民、企業、行政の連携が図られる計画が必要であると考えております。

諸岡議員からの、コンサル任せではなく、有識者もしくは住民代表、そして若い人たちが参加する議論を、戦略的なことでやってほしいということは当然でございますが、計画算定の流れといたしまして、まずは都市計画審議会というものが必要になります。これが3回から5回程度行う予定でございますが、これは学識経験者、議員の皆さん、そして町民のいろいろな代表の方、そして職員等で構成をされる予定でございます。その次に、策定委員会、これはコンサルであったり、担当課での取りまとめ、そして各種団体のヒアリング、例えば商工会、農業委員、民協、消防団などの団体との意見交換を幾度となく行いまして、全体構想等への意向を反映をしていくと、その後に町民説明会を開催し、そこでいろいろな意見をいただくというふうな方向になるというふうに思います。

それで、コンサルをなぜ入れるかということに関しましては、技術的に不足している部分が多々あるかと思います。それは、地域別の構想であったり、策定の支援、そして実現化のための検討、都市計画に定めるべき重要な事項の方針等は、やっぱり実績のある専門的なコンサルと一緒に協力しながらやっていくのが必要ではないかというふうなことで、2年半という時間がかかるということを御理解いただければというふうに思います。

以上です。

○議長（高橋 稔君） 3番諸岡周示議員。

○3番（諸岡周示君） 詳しい説明を本当にありがとうございました。

これからこの三、四年、この河内町、茨城県の小さい町です、本当に我々も含めて、一生懸命いろいろな面でやらなければいけないと思います。そして、交流人口を増やして活気ある、また魅力を持てる持続可能なまちづくりを私はお願いし、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（高橋 稔君） これで、3番諸岡周示議員の質問を終わります。

次に、8番星野初英議員、登壇願います。

〔 8 番星野初英君登壇 〕

○ 8 番（星野初英君） 皆様こんにちは。 8 番星野初英でございます。また、今日傍聴に足を運びいただきまして、ありがとうございます。

今回 6 期目当選いたしましたして、初めての一般質問でございます。住民の方の意見、また要望をしっかりと聞きまして、住みやすい河内町になるように、町長をはじめ議員の方々、そして執行部の方々と共に働かせていただきたいと思っておりますので、4 年間お世話になりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。

今回は 12 月の定例会に通告いたしました質問と同じ課題の質問をさせていただきます。

1、がん患者のアピアランスケア用品購入補助制度導入について、2、つつみ会館の今後の利用について、3、ドッグランについての 3 項目についての質問です。

詳細は自席にて質問させていただきますので、吉田課長、また町長の前向きな答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 稔君） 8 番星野初英議員。

○ 8 番（星野初英君） がん患者のアピアランスケア用品購入費用補助制度導入についての質問をいたします。

あるお宅にお伺いいたしますと、いきなり帽子を取って、がんになって抗がん剤治療でこのようになってしまい、外に出かける機会が少なくなりました。かつらも結構高くて、何とか河内町でも補助金を出していただけるようにならないですかといきなり言われました。

国立がん研究センターが公表している最近の統計のまとめによりますと、2019 年に新たに診断されたがんは 99 万 9,075 例、また日本人が一生のうちにがんと診断される確率は男性が 65.5%、女性が 51.2%、およそ 2 人に 1 人ががんと診断されるような時代になり、予防、検診の必要性和重要性を痛感するとともに、特別な病気ではなくなっているとの印象を持っております。誰もが御存じと思いますが、がん治療には様々な病状を引き起こす強い副作用が伴います。心身ともに負担がかかり、当事者はもちろん、御家族の心労は計り知れません。少しでも寄り添い、支援ができたかと強く念願しております。

茨城県ではウィッグ、乳房補正具の購入費用補助制度を茨城県看護協会に委託し、助成を行っております。補助額は最大 2 万円、補助率は購入経費の 2 分の 1 で、ウィッグ、乳房補正具、それぞれ 1 回ずつとなっております。患者にとっては人知れず治療に伴うアピアランス、外見ですけれども、この変化に心を痛めている人は大変多くいらっしゃるのではないかと思います。県の補助は、1 回限りです。

現場において、アピアランスケア用品の購入費用に対する支援を求める声が聞こえております。その声に応えるように、近年多くの自治体がそれぞれ自治体独自の支援に取り組む、急速な広がりを見せております。茨城県内でも今年度から助成制度を創設した自治

体があり、近隣の市町村でも現在検討されているところがあるとお聞きしております。隣の利根町では、この４月から県と同額の１万円の補助金を新規事業としてスタートするとお聞きしております。

河内町として、がん治療を受けている方のウィッグや乳房補正具など、アピアランスケア用品購入費用補助制度導入についてのお考えをお伺いいたします。吉田課長、お願いいたします。

○議長（高橋 稔君） 吉田町民課長。

○町民課長（吉田茂久君） 星野議員の御質問にお答えします。

アピアランスケアでございますが、外見の変化に起因するがん患者の苦痛を軽減するケアとされており、一般的には医療用ウィッグですとか乳房補正具がございます。がん治療の影響で外見が変化することは、人に会うのが苦痛になり、社会的生活が困難になる場合が少なくないため、苦痛を軽減し、ふだんどおりの生活ができるように、購入やレンタルする方が多いと認識しております。ケア用品を購入やレンタルすると、一概には申し上げられませんが、１万円前後のものから１０万円を超えるものなど、製品によって幅があるようです。

ケア用品購入費用補助制度導入についてですが、御質問のとおり、茨城県にてウィッグ、乳房補正具の購入やレンタル費用の補助制度がございます。現在、町独自の助成は実施しておりませんが、外見の悩みを抱えているがん患者への用品の販売、メンテナンスができる場所や、茨城県が実施する補助制度などのアピアランスケアに関する情報提供をホームページに掲載し、御相談があった際に周知しております。今後、治療を受ける方にとって、医療用ウィッグ等は高い需要があると考えますので、助成制度については、先行自治体の状況を注視しながら検討してまいります。

以上です。

○議長（高橋 稔君） ８番星野初英議員。

○８番（星野初英君） 吉田課長、ありがとうございます。先行自治体を注視しながら検討していただけるとの考え、ありがとうございます。

そこで、アピアランスケア用品について、もう一步広げて検討していただきたいと思います。茨城県ではアピアランスケア用品、ウィッグと乳房補正具の購入を対象としておりますが、現場のニーズは多様であり、医療用の帽子や爪、肌などの医療用ケア用品を求め方も少なからずいらっしゃると思います。中でも、医療用帽子は、療養中で敏感になっている頭皮を寒暖や紫外線など様々な刺激から守るとともに、外出する際に使用でき、少しでも快適な療養生活を送っていただくためのお役立ちアイテムと認識しております。

先ほども申し上げましたが、今や２人に１人が罹患すると言われる時代です。治療を受けている方の社会参加を応援する優しい環境整備を目指し、御検討いただきたいと考えますが、町としての考えをお聞かせください。

○議長（高橋 稔君） 吉田町民課長。

○町民課長（吉田茂久君） 御質問にお答えします。

がん治療後の脱毛状態で過ごすのは心もとない方もいらっしゃると思います。肌触りや就寝時も着用できるなどの商品もあると聞きますが、まずは頭部がカバーできればどのようなものでもよく、スカーフや手拭いタオルなど頭に巻いて過ごす方もいらっしゃると思います。御自分の好みに合わせ、手持ちのものなど工夫してお使いになればと考えますが、より患者に寄り添った製品があるのであれば、こちらもアピアランスケア用品として、今後の検討課題とさせていただきます。

以上です。

○議長（高橋 稔君） 8 番星野初英議員。

○8 番（星野初英君） ありがとうございます。がん患者の方は、病院に通う回数もとても多くなります。また、がんの治療をしながら社会参加している方もいらっしゃいます。外見を気にして、ストレスを感じる方もいると思います。ぜひとも、県の補助金にプラスして、社会参加や外出のときに少しでも心理的負担を軽減して、外見を気にせずに安心して外出できる環境を整えられるように、前向きな検討をよろしくお願いいたします。

続きまして、つつみ会館の今後の利用についての質問をさせていただきます。昨年11月17日のつつみ会館の運営審議会にて御説明をいただきましたが、確認の意味も兼ねて御質問させていただきます。

つつみ会館の利用者にとって魅力があり、より使い勝手のよい施設にするために、令和7年より指定管理制度にて、民間に管理運営を依頼することを目標にする。そのため、令和6年度は、段階的に一部業務を民間に委託し、調整、引継ぎを行うようになりますが、具体的にはどのようなようになりますか。吉田課長、お伺いいたします。

○議長（高橋 稔君） 吉田町民課長。

○町民課長（吉田茂久君） お答えいたします。

御質問のとおり、今後のつつみ会館管理運営について、業務の引継ぎを兼ねて、令和6年度より一部業務を民間委託にて運営いたします。このことにより、民間会社、かわち夢楽、地域おこし協力隊、河内町が共同し、サービス内容や質の向上を図り、より人が集い、活気のあるまちづくりができるものと考え、令和7年度から指定管理にて、民間運営に移行の予定でございます。この方針は、つつみ会館運営審議会です承を得たところでございます。

以上です。

○議長（高橋 稔君） 8 番星野初英議員。

○8 番（星野初英君） ありがとうございます。

今回、バーベキューを利用し、宿泊したかった団体が泊まれなかったというお話もお聞きしておりました。今まで、つつみ会館は一定の団体だけの利用でした。今後、バーベキ

ューを利用した方たちも宿泊できるような施設にするための考えをお聞かせください。

○議長（高橋 稔君） 吉田町民課長。

○町民課長（吉田茂久君） お答えします。

現在のつつみ会館施設管理条例では誰でも泊まれる施設にはなっておらず、地域の教育、福祉及び生活の向上の用に供する施設とあり、団体のみの宿泊が許されております。公共サービスに対し、住民ニーズも多様化しており、もっと柔軟に施設を利用できないかという御意見もいただいております。

対応できるよう協議した結果、令和6年度からの一部委託を経て、令和7年度からの指定管理者制度により、専門の民間会社に委託し、民間のノウハウや柔軟さ、発想力を活用し、御要望に近づけられる運営形態にする予定でございます。

以上です。

○議長（高橋 稔君） 8 番星野初英議員。

○8 番（星野初英君） ありがとうございます。

宿泊施設として宿泊条件を多様化するためには、用途変更や消防法の見直しをしなくてはならない訳をお聞かせください。

○議長（高橋 稔君） 吉田町民課長。

○町民課長（吉田茂久君） お答えします。

多様なニーズに対応するため、今年度、2 階南側学習室を宿泊室として改築工事を実施しております。改修することにより、現行施設の用途変更承認や条例規則の改定や他法令に対する申請協議を要します。例えば、つつみ会館設置管理条例の改定を町議会に、宿泊施設としての建築基準法の用途変更を保健所に、同じく宿泊施設としての消防法の同意を消防署に申請、協議、検査し、承認を得ているところでございます。

以上です。

○議長（高橋 稔君） 8 番星野初英議員。

○8 番（星野初英君） ありがとうございます。

今の、現状の職員体制から、民間に移行して職員を使わないような体制になると、財源がどれくらい違いますか、お聞かせください。

○議長（高橋 稔君） 吉田町民課長。

○町民課長（吉田茂久君） お答えいたします。

令和6年度の一部委託業務内容は、つつみ会館管理業務人件費1人分、出勤日は、休館日を除く開館日分、宿日直分です。業務内容は、施設管理、植栽管理、河川敷運動公園管理、多目的広場、バーベキュー施設管理、予約受付及び清掃等になります。町職員は、2名在籍いたします。

令和7年度からは、職員は在籍せず、指定管理業者委託で運営する予定でございます。

財源につきましては、職員人件費は一般財源で支出しておりますが、委託料の財源は成

田空港周辺対策交付金地域振興枠を活用予定でございます。

以上です。

○議長（高橋 稔君） 8 番星野初英議員。

○8 番（星野初英君） ありがとうございます。

それでは、現在、つつみ会館に窓口業務の職員がいて住民サービスの業務を行っておりますが、窓口の閉鎖は、今年度の様子を見て、金江津地域の住民の方は郵便局で支払うようになると同時に、証明書の発行についても同様と伺っておりますが、段階的に一部業務を民間に委託し、調整、引継ぎを行うようですが、具体的な考えと郵便局に導入しますマルチコピー機の設置する収納と発行業務機械の財源等についてお聞かせください。

○議長（高橋 稔君） 吉田町民課長。

○町民課長（吉田茂久君） お答えいたします。

つつみ会館窓口での証明書発行業務を継続するには、戸籍、住民記録システムの設置に加え、常駐職員が3名必要になります。高齢の方に配慮するのであれば、郵便局に加え、つつみ会館窓口継続も検討しましたが、近年、証明書発行件数は減少しており、高齢者が請求する例はさらに減少傾向にあります。これらを踏まえ、今後の検討課題とさせていただきます。また、お客様が郵便局への御用命のほか、証明書の交付が追加されることにより、ワンストップサービスにもなり、来局者の増加も見込まれていると考えております。

マルチコピー機導入の財源ですが、証明書交付サービス端末整備費国庫補助金になります。補助対象要件は、町内にコンビニ交付実施場所が3か所の市町村には郵便局設置型マルチコピー機が1台設置可能で、補助率は100%になります。

以上です。

○議長（高橋 稔君） 8 番星野初英議員。

○8 番（星野初英君） ありがとうございます。例えばやっぱり今、直接、令和7年度から民間委託しちゃうと、例えばつつみ会館でやるような形じゃないといけないという場合の人も中にはいると思いますが、そういった場合に、例えば段階的に一遍にじゃなくて、1週間に一遍とか二遍とかもちょっとそこに職員が来てやるとか、そういった考えもこの前、町長からもお話お聞きしていますので、もしそのようなときにはそういったことも入れていただきたい、取り入れていただきたいなと思っております。

それで、郵便局の職員との話し合いは進んでいると思いますが、職員の負担としては大丈夫なんでしょうか。

○議長（高橋 稔君） 吉田町民課長。

○町民課長（吉田茂久君） 金江津郵便局との導入前の話し合いは、快諾していただいております。

職員の負担は、コンビニと一緒に、基本は本人で操作していただくことになります。しかし、慣れない機械操作でありますので、職員の御協力をいただくことになりますが、そ

ちらも踏まえ、設置に了承していただいております。

○議長（高橋 稔君） 8 番星野初英議員。

○8 番（星野初英君） ありがとうございます。一遍にはいかないと思いますけれども、なかなか高齢化が進んでいるので、きっと職員の方にも負担をかけると思いますが、流れとして仕方がないのかなと思っております。

そして、令和 7 年度から民間に移行した場合、住民の要望が取り入れていただけなくなる可能性があるのではないかと心配している住民の方もいらっしゃいますが、そのことについてはどのような考えか、お答えください。

○議長（高橋 稔君） 吉田町民課長。

○町民課長（吉田茂久君） 民間指定管理運営になったとしても、施設所有は河内町であり、委託会社の一方的な意向で運営できるものではございません。窓口業務につきましても、令和 6 年度の利用状況等を精査し、完全移行が可能であるか、検討してまいります。

以上です。

○議長（高橋 稔君） 8 番星野初英議員。

○8 番（星野初英君） ありがとうございます。住民の方もこれを理解するのにはいろいろと時間がかかるとも思いますが、またいろいろな要望が出た場合にはまた聞き入れていただいて、努力していただきたいと思います。

民間に委託することによって、バーベキューを利用する方も宿泊ができるようになったり、団体だけでなく個人のグループの方も泊まれるようにするには、料金等も、河内町の住民と河内町以外の方の利用する料金も変わると思いますが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（高橋 稔君） 吉田町民課長。

○町民課長（吉田茂久君） できる限り町内の団体、スポーツ少年団を優先し、空いている日にちに、その他の方に利用していただくよう想定しております。

料金につきましては、令和 6 年度は据置きとして、令和 7 年度に改定する予定です。宿泊料金改定につきましても、河内町と委託会社で協議してまいります。

以上です。

○議長（高橋 稔君） 8 番星野初英議員。

○8 番（星野初英君） できれば、やはり河内町の住民の方には有利にしていただけるようにしていただきたいと思っております。

それと、つつみ会館に宿泊する方たちの厨房の利用については、どのように考えておりますか。

○議長（高橋 稔君） 吉田町民課長。

○町民課長（吉田茂久君） 現在、団体宿泊者の方々は、厨房を御使用しております。

個人宿泊は令和 7 年度からになりますので、団体と同様に厨房を利用していただける予

定でございます。

○議長（高橋 稔君） 8 番星野初英議員。

○8 番（星野初英君） ありがとうございます。いろいろ個人に使っていただくと、片づけの分とかいろいろあるかも、また問題が出てくとも思いますが、またその件に関してはまた努力していただければと思います。吉田課長、大変にありがとうございました。

民間の専門性やノウハウの活用により効率的な運営が図られることで、財政支出の軽減につながり、民間のノウハウや創意工夫を活用し、住民のニーズに即したサービス内容の質の向上も期待しつつ、民間の柔軟さや発想力を生かし、つつみ会館を新たな観光拠点や地域住民にとって魅力ある施設となって活用できるようになることを期待いたしたいと思っております。

続きまして、3 項目の質問です。ドッグランの設置について、町長にお伺いいたします。

2021年12月の定例会において、かわち夢楽の近くにペット連れで町外から遊びに来ていただくためのドッグランの施設の提案をさせていただきましたが、そのときの答弁は、愛犬家の方々のドッグランの利用による来訪者の増加に加え、滞在時間の拡大等につながる相乗効果が得られ、河内町に訪れる動機の一つとして期待できる施設になると、いろいろな課題がありますが、設置を目指して進めたいとの答弁をいただきました。

あれから結構日にちもたっておりますが、いろいろ事情はあると思いますが、現在の進捗状況をお聞かせ願えればと思います。町長、お願いいたします。

○議長（高橋 稔君） 野澤町長。

○町長（野澤良治君） 星野議員の質問にお答えします。

一度、定例会においてそういう質問いただきまして、できることであればかわち夢楽の東側にといい答へも、こともあったのですけれども、なかなか地権者との交渉がまとまらないということもありましたので、一度あそこは断念せざるを得ないのかなということもあります。

そして、ドッグラン施設これからどうするのだということでございますけれども、今現在町の公共の施設で使用の目的が明確化されていないところが、生板小学校のグラウンドであったり、河内中学校のテニスコート、あるいはつつみ会館の緑地帯というところもございますので、条件等が整いまして整備ができるのであれば、ドッグランだけではなくて複合施設も含めながら、町民の方にそういう場所を提供していくということは前向きに検討していきたいと思っておりますので、もう少し時間をいただければというふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長（高橋 稔君） 8 番星野初英議員。

○8 番（星野初英君） 町長、ありがとうございます。ドッグランは管理とかもちょっといろいろ大変なこともありまし、よく考えて造らないといけないなということも分かっておりますので、でもぜひとも何とか、愛犬家の方がたくさんいらっしゃいますので、早め

に進めていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

これで私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（高橋 稔君） これで、8 番星野初英議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。5 分間の休憩といたします。

午前 1 1 時 3 5 分休憩

午前 1 1 時 4 2 分開議

○議長（高橋 稔君） 再開いたします。

次に、2 番高橋利彰議員、登壇願います。

〔2 番高橋利彰君登壇〕

○2 番（高橋利彰君） こんにちは。2 番高橋です。よろしくお願いします。

本日の一般質問は、少子高齢化により、河内町の高齢者比率が高くなっていることです。地域によっては空白地域の広がりもあり、交通弱者の方々が多くなっている、このような状況からお分かりのように、交通弱者の比率が高くなっていることが分かります。空白地域、交通弱者対策について質問いたしますので、町長また担当課長に答弁をお願いいたします。

質問は自席にて行います。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 稔君） 2 番高橋利彰議員。

○2 番（高橋利彰君） それでは、質問主題の要旨を説明いたします。

日本の人口は、減少が続けている。国土交通省、総務省が2019年度自治体などを通じまして行った調査、過疎化地域、離島などへの聞き取り調査の結果では、10年以内に消滅との回答であった集落の数は505か所です。いずれ消滅すると回答した集落が3,117か所に上っていると令和5年8月27日の読売新聞に掲載されています。

本町においても、生活様式の変化や高齢化、また過疎化が進んでいるように思われ、町には空白地域ができてきて、交通弱者が増えています。このような状況から、現在の公共の交通状況の体系では非常に困難なことが起こることはお分かりかと思います。空白地域の方々の生活の手段である足を確保できないという問題が起こることが予想されます。

以上のようなことから、それらの変化に早急に対応し、将来を見据えた実現性のある公共交通の構築を念頭にこういった見直しを行うため、総合的なまちづくりの一環として、町民の交通弱者の生活を守る足を確保するための措置として、町の方々を交通弱者としないためにも公共の交通手段を守る、また確保するための総合的な安心して暮らせるまちづくりと一体とし、町の方々の意見を反映をし、持続可能な公共交通体系の対策を将来のビジョンとして、町の姿をつくる計画に取り組んでいただきたいと思います。

本町には公共交通空白地域の広がりがあり、一定の距離にバス停がなく、町の方々はコミュニティバスが通っているバス停までは遠くて行けないとの声が多く上がっている。困

っていることを、町にはしっかりと把握していただきたい。近隣の町では町全体に多くのバス停を配置し、利用する方が携帯電話や自宅の固定電話にて行き先、時間、バス停などを予約センターに連絡をし、利用者の方の予約に応じ最適なルートを走る、A I 人工知能オンデマンドバスの運行が始まっています。また、A I オンデマンドバスをE V車にすることで、災害時のときは電気供給車としての活用も可能になります。本町では空白地域の道路が狭いところが多いため、小型バスの運行が好ましく、空白地域を補完する手段として、新しい乗合輸送システムの導入を、町長には真剣に取り組んでいただきたいと思います。

次に、質問に入ります。最初の質問ですが、空白地域の交通弱者対策について。

本町でも生活様式の変化や高齢化また過疎化が進み、交通空白地の交通弱者が増えている。町は、交通弱者対策をどのように考えているか。担当課長に御答弁お願いいたします。

○議長（高橋 稔君） 仲代福祉課長。

○福祉課長（仲代直人君） 高橋議員の御質問にお答えします。

現在、福祉課で行っている交通弱者対策については、令和5年9月議会の星野議員、12月議会の諸岡議員の御質問でもありました、高齢者タクシー事業がございます。こちらの事業は、平成30年度より福祉サービスの一つとして、70歳以上で運転ができない交通弱者と言われる方に対して、自宅から役場などへの移動や町外医療機関、スーパー等の目的地までの移動、その他の公共機関に結ぶような役割としてお使いいただくよう運行しております。

本事業は、令和3年度までの試験運用を経て、令和4年度からは本格的に運用を開始したところです。令和3年度までは1回の利用券につき920円までの運賃を助成しており、1か月の利用回数を8回を限度としていたところですが、令和4年度からこれまでの利用回数、利用人数を精査し、1回の利用券につき1,500円の助成とし、金額を引き上げ、利用回数を1か月6回としたところです。総利用回数についても、令和3年度と令和4年度を比較いたしますと、登録者も利用回数も増加しており、浸透してきていると実感しているところです。また、高齢化に伴い運転免許を返納する方も増加し、本事業を利用する方が増えることが予想されます。

そうした中でも、高齢者タクシー事業は、御自宅まで迎えに来て目的地まで行くことができます。利用する際、一部自己負担がございますが、利用者にとっても非常に利便性の高い事業と考えております。福祉課といたしましては、本事業が本格的に運用を始めたところですので、まずは利用状況等を把握し、今後、利用方法、利用限度額について検証してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 稔君） 2番高橋利彰議員。

○2番（高橋利彰君） ありがとうございます。今後、高齢化が進み、交通弱者が増加

した場合、今の交通対策で対応できるかが懸念されます。今後、検証して、考えていただきたいと思います。ありがとうございました。

続きまして、次の質問に入ります。急速に進む少子高齢化や人口減少への対応など、まちづくりと一体となった持続可能な公共交通体系を構築する考えはあるか、担当課長に答弁願います。よろしくお願いします。

○議長（高橋 稔君） 諏訪総務課長。

○総務課長（諏訪洋一君） お答えいたします。私からは、町のコミュニティバスについて、公共交通としてお答えいたします。

町のコミュニティバスは、民間の路線バスが廃止されたことによりまして、龍ヶ崎方面への通学、通勤等が困難となったことに対する町民等の要望を受けて、平成18年4月から龍ヶ崎方面への路線の運行を開始し、平成30年6月からは高齢者等の交通弱者の医療機関等への移動手段として、コミュニティバスの一部の便を龍ヶ崎済生会病院まで延長しております。

コミュニティバスは、高校生の龍ヶ崎方面への通学や高齢者等の医療機関等への手段として効率的な運営に努めておりますが、停留所が廃止された民間の路線バスの停留所を参考として、町を横断する県道沿いに設置されているため、停留所から離れた地域にお住まいの高齢者等が停留所まで行くことが大変であるという御意見もいただいております。

コミュニティバスの停留所について、町全体に設置することは現状では困難ではございますが、停留所までの移動手段として、福祉課で交通弱者対策として実施している高齢者タクシー事業を利用することもできるのではないかと考えております。今後も、町はコミュニティバスについて近隣自治体等とも連携しながら、町民のさらなる利便性の向上に向けて引き続き調査、研究を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（高橋 稔君） 2番高橋利彰議員。

○2番（高橋利彰君） ありがとうございました。本町の現在の公共交通、高齢者タクシーにおかれましては、私も把握をしていますが、今、町には公共交通空白地域ができ、交通弱者は増えています。今後、公共交通のさらなる構築をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

続きまして、次の質問に入ります。近隣の町では町内全域に多くの停留所を配置し、利用者の予約に応じて最適なルートを走る、A I オンデマンドバスの運行が始まっている。本町においても、導入の考えはあるか。担当課長、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 稔君） 北澤企画財政課長。

○企画財政課長（北澤雅志君） 御質問にお答えいたします。

オンデマンドバス、A I バスの導入についてですが、現時点において具体的な計画はない状況でございます。人工知能、A I 技術を活用したバス運行の方法は、乗客の予約や需

要予測などをデータ化し、最適な運行経路の策定や運行効率など、サービスや品質の向上が図れるなど利便性の高い公共交通として注目されていることから、本町における公共交通対策の一つとして検証していく必要はあると考えております。

一方で、本町においてA Iバスを導入するに当たりましては、幾つかの課題もあると考えているところでございます。平成28年度に策定いたしました総合戦略に伴う住民アンケートによりますと、コミュニティバスについての回答とはなりますが、常磐線や成田線への乗り入れなど町外ルートの需要が多く寄せられており、住民ニーズを十分に満たすには、町内巡回型と併せて、町外に向けたルートの確保も視野に入れて検討する必要があります。また、実際的な導入に当たりましては、A Iを活用したシステム等の導入に伴う初期投資、またその後の運行経費としてそれなりの費用負担が必要となることに加え、A I技術等を活用するためのアイテムとしてのスマートフォンなどを使用する場合には、高齢者等含めて、利用者に対するサポート体制の整備も必要と思われます。

しかしながら、先行する市町村等の状況を見ると、免許返納者や免許を持たない方々の自立した移動手段の確保につながるということから、外出機会やコミュニティーの広がりが持てるようになるということも効果として挙げられているようです。

このようなことも踏まえて、オンデマンドバスも含めて、当町の特性や住民ニーズに合わせた公共交通体系の整備について関係各課で協議し、近隣の自治体や交通事業者との協力も得ながら検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 稔君） 2番高橋利彰議員。

○2番（高橋利彰君） ただいまの答弁におきまして、ありがとうございます。前向きの答弁をいただき、本当にありがとうございました。今後、期待しています。よろしくお願いいたします。

次に、町長に答弁をお願いをいたします。

○議長（高橋 稔君） 野澤町長。

○町長（野澤良治君） 高橋議員の空白地域の交通弱者についてということで御質問がございました。

先ほど1回目に福祉課より高齢者タクシーの説明、そして2回目で総務課よりコミュニティバス、そして3回目にデマンドであったり、A Iの導入という説明があったかと思えます。

私も、高齢化率が上昇をしております、交通弱者の数が年々増えているというのは認識をしておりますけれども、例えば高齢者の方が行く目的、そして目的の場所、そして利用する頻度というのが私は一番重要ではないかなというふうに思います。

確かにA Iでのバスを導入する自治体等もございますけれども、これはあくまでも商店街であったり、身近なところでのA Iであれば導入は可能だとは思いますが、河内

町の場合は細長くて、集落が点在しているということでもございますから、例えばバスを使った場合には停留所の数、あとはバスの台数、そしてドライバーの確保等々を考えますと相当な費用もかかりますし、ではどのぐらいの人がそれに乗車していただけるかということと、デマンドの場合は目的地までは行けませんから、あくまでも今のバスにつながけになってしまいますので、目的というのは達成されないのです。あくまでも今の交通体系に乗り合わせをする、今のところだけなので、なかなか完全燃焼はしないというのが現状でもあろうかなというふうに思っております。

そんな中で、町では、今説明したように、高齢者の方をやっぱり結ぶのは、やはり例えばデマンドをつくって停留所を設けても、家からバス停までの距離というのが人によっては200メートル、300メートルとかかりますから、それでそこまで行けない人が増えてくるのであれば、やはりドア・ツー・ドアで、タクシーでの利用が一番今のところは、町としては有効な手段ではないかなというふうに考えておりますので、先ほど答弁にもありましたように、利用の回数であったり金額を見直す、そしてそれでも足りなかった場合、またどういうふうにするかというのがこれからの課題になってくるというふうに思いますので、その辺で御理解をいただきたいと思います。

○議長（高橋 稔君） 2番高橋利彰議員。

○2番（高橋利彰君） ただいま町長に答弁いただきまして、ありがとうございました。今デマンドバスの利用活用、これに対して私の考えとしては、ちょっと前にお話ししましたが、今のコミュニティバスとの連携プレーという形で取っていけばできるのじゃないかと思います。その辺も十分に考えることができるのじゃないかと私は思いますので、ひとついろいろと考えていただいて、できればよい方法で導入をしていただければと考えておりますので、御協力をどうぞよろしくお願いしたいと思います。

最後に、町の誰もが安心して暮らせる便利なまちづくりをお願いいたしまして、私の一般質問をこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（高橋 稔君） これで、2番高橋利彰議員の質問を終わります。

○議長（高橋 稔君） 日程2、議案第1号 河内町議会政治倫理条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第1号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 稔君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 稔君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第1号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋 稔君） 起立全員であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（高橋 稔君） 日程3、議案第2号 河内町職員の育児休業等に関する条例及び河内町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第2号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 稔君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 稔君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第2号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋 稔君） 起立全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（高橋 稔君） 日程4、議案第3号 河内町水道事業給水条例及び河内町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第3号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 稔君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 稔君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第3号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋 稔君） 起立全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（高橋 稔君） 日程5、議案第4号 河内町共同利用施設設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第4号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 稔君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 稔君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第４号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋 稔君） 起立全員であります。よって、議案第４号は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（高橋 稔君） 日程６、議案第５号 河内町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第５号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 稔君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 稔君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第５号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋 稔君） 起立全員であります。よって、議案第５号は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（高橋 稔君） 日程７、議案第６号 河内町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第６号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 稔君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 稔君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第６号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋 稔君） 起立全員であります。よって、議案第６号は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（高橋 稔君） 日程８、議案第７号 令和５年度河内町一般会計補正予算（第７号）を議題といたします。

議案第７号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 稔君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 稔君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第7号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋 稔君） 起立全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（高橋 稔君） 日程9、議案第8号 令和5年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案第8号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 稔君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 稔君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第8号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋 稔君） 起立全員であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（高橋 稔君） 日程10、議案第9号 令和5年度河内町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案第9号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 稔君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 稔君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第9号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋 稔君） 起立全員であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（高橋 稔君） 日程11、議案第17号 町有財産（旧金江津中学校）の無償貸付の更新契約についてを議題といたします。

議案第17号の質疑を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 稔君） 5 番小更雅之議員。

○5 番（小更雅之君） 本議案に対して、質問させていただきます。

一つ目としまして、最初 5 年間の契約だったと思います。そして、前回は 1 年間、そしてまた今回の 1 年間という、1 年間はあつという間に過ぎる期間だと思うのですけれども、この 1 年間になった理由、それをお聞きしたいです。

あと、二つ目としまして、旧金江津中学校は震災により、3.11により壊れている校舎があると思うのですけれども、それもう最初に貸し出すときには、その中をドローンを飛ばして、災害があった場合に実験というか、練習というか、その中を飛ばすのに使いたいという話があったと記憶しているのですけれども、現在もそういう感じで使われているのか。また、使われていなかった場合は、危険な校舎ということでやはりいずれは町で解体するようになるようなものだと思うのですけれども、そこら辺も契約前に、また向こうでないほうが使いやすいような話とかがあるのか、そこら辺をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（高橋 稔君） 北澤企画財政課長。

○企画財政課長（北澤雅志君） 御質問にお答えいたします。

旧金江津中学校の使用貸借契約、こちらにつきましては、昨年度より 1 年更新とさせていただいております。理由でございますが、旧金江津中学校につきましては、事業主、こちらが事務室、研究室として主に使用している校舎、利根川寄りのほうの校舎なのですけれども、こちらにつきましては、こちら手前のほうの資料のほうでは耐用年数、それからあと耐震等の問題は一応クリアはしているところです。

ではありますが、やはり築年数に伴う施設という、施設というより設備です、設備のほうの経年劣化が著しく、現在、水道設備の不具合による施設全体の断水、それとあと電気設備のほうなのですけれども、電気設備のほうに関しましても、今後キュービクル等の維持補修が見込まれる状況でございます。これらの費用につきましては、使用貸借契約の条項に基づきまして、事業者の負担ということになっております。

今後の使用についても、設備改修費と施設の耐用年数等も含めて、町側と事業者の間で協議を行いました。この設備、施設の現状、こちらを踏まえまして、毎年その状況を鑑みまして使用していくということで、1 年更新の契約とさせていただいたところでございます。

それと、あと二つ目の質問にございました、併設されている旧校舎、さらに奥側の校舎になるのですけれども、こちらは昭和 37 年の竣工ということで、築年数がかなり経過しております。また、東日本大震災の被害によりまして、校舎内部の使用は、現在はちょっとできない状況となっております。やっぱり、天井等がちょっと抜けている状況で使用できないということになっておりまして、事業者側の当初の計画では、お話にありました荒廃した施設等の内部調査のテストプラン等に活用することを検討しておりましたが、現状は施設の内部というよりは、外部の調査のテスト施設として活用しているようです。

校舎につきましては、現在施錠等を行っていただきまして、内部には進入できないように管理をしていただいているところでございます。また、一般の方への注意周知ということで、施設への立入り等については注意看板等を設置しまして、事故等の未然防止にも努めていただいております。

今後なのですけれども、施設の状況等を、これらの毎年施設の状況等を判断した上で、今後契約の更新について双方で協議を行いまして、例えば更新が今後されないというような状況になりました場合には、解体も含めて検討していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 稔君） よろしいですか。

○5番（小更雅之君） はい。

○議長（高橋 稔君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 稔君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第17号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋 稔君） 起立全員であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（高橋 稔君） 日程12、議案第18号 権利の放棄についてを議題といたします。
議案第18号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 稔君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 稔君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第18号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋 稔君） 起立全員であります。よって、議案第18号は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（高橋 稔君） 日程13、議案第10号から議案第16号を一括して議題といたします。

この件につきましては、3月7日の本会議において、予算審査特別委員会に付託いたしました令和6年度河内町各会計予算の計7議案についてでございます。

ここで委員長より審査の結果について、報告を求めます。

大野佳美予算審査特別委員会委員長、登壇願います。

〔予算審査特別委員長大野佳美君登壇〕

○予算審査特別委員長（大野佳美君） それでは、予算審査特別委員会審査報告をいたします。

去る3月7日開会しました令和6年第1回河内町議会定例会におきまして、予算審査特別委員会に付託されました案件について審査の結果を報告いたします。

議案第10号 令和6年度河内町一般会計予算

議案第11号 令和6年度河内町国民健康保険特別会計予算

議案第12号 令和6年度河内町介護保険特別会計予算

議案第13号 令和6年度河内町介護サービス事業特別会計予算

議案第14号 令和6年度河内町後期高齢者医療特別会計予算

議案第15号 令和6年度河内町水道事業会計予算

議案第16号 令和6年度河内町下水道事業会計予算

以上7議案について、3月7日、8日の2日間にわたり全委員出席の下、委員会を開催し、各担当課長の出席を求め、慎重に審査をいたしました結果、付託された案件は全て原案のとおり異議なく可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の詳細につきましては、議長を除く全議員が当委員会の委員でありますので、割愛させていただきます。

以上が審査の結果であります。当局におかれましては、審査の過程で委員各位から出されました質疑、意見等につきまして十分に意を用いられ、事務の執行に当たられるよう申し上げ、予算審査特別委員会の審査報告を終わります。

令和6年3月15日

予算審査特別委員会委員長 大野佳美

以上です。

○議長（高橋 稔君） 御苦労さまでした。予算審査特別委員会からの報告は終わりました。

お諮りいたします。

議案第10号から議案第16号は質疑、討論を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 稔君） 異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略し、直ちに7議案を一括して採決いたします。

議案第10号から議案第16号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋 稔君） 起立全員であります。よって、議案第10号から議案第16号は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（高橋 稔君） 日程14、人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

この件について、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、町長から議会の意見を求められております。

内容は、既に配付してあります文書のとおりでございます。

お諮りいたします。

本件についての議会の意見は、推薦するに適任であると思いたしいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 稔君） 異議なしと認めます。よって、人権擁護委員の推薦についての議会の意見は推薦するに適任であると決しました。

○議長（高橋 稔君） 日程15、閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の各委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付した閉会中の所管事務調査の申出がありました。

お諮りいたします。

各委員長の申出のとおり、閉会中の調査事項とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 稔君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり閉会中の調査事項とすることに決しました。

○議長（高橋 稔君） 以上をもちまして今期定例会の全日程が終了いたしました。

これにて、令和6年第1回河内町議会定例会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

午後零時22分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

河内町議会議長

署名議員

署名議員